2　地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

3　本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

(一)　申請することができる周波数の帯域幅は、一五MHzとする。

(二)　申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

4　本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第二十七条の十三第四項各号並びに前各項及び前各号に規定する事項並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、一を超える場合は当該申請について別表第三に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が一となるまで審査した当該申請に対してするものとする。なお、同法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間（以下「申請期間」という。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

5　認定開設者が当該認定後に行う本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、前号前段の規定にかかわらず、当該認定開設者以外の者が行う本開設指針に係る開設計画の認定の申請に劣後するものとして審査を行う。

6　認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

別表第一　開設計画に記載すべき事項

一　特定基地局の整備計画に関する事項

1　特定基地局の開設数に関する、年度（特定基地局の最初の運用開始の日から十年を経過した日の属する年度までに限る。以下この一及び四において同じ。）の末日ごと、都道府県ごと、無線局の種別ごと（屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する無線局かの別を含む。）及び技術基準ごと（無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準（拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであって、六四値直交振幅変調が可能なものに限る。）にあっては隣接する二の搬送波を使用すること又は複数の空中線を使用する空間多重方式を用いることにより伝送速度を向上させるものかどうかの別、同規則第四十九条の六の九に規定する技術基準にあっては占有周波数帯幅の別を含む。）の計画

2　総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率に関する、市町村ごと、年度の末日ごとの計画（当該計画に係る無線局の開設数を含む。）

3　別表第三の二に規定する全国の三・九世代移動通信システムの基地局の人口カバー率に関する、市町村ごと、年度の末日ごとの計画（当該計画に係る無線局の開設数を含む。）

4　三・九世代移動通信システムの基地局の運用の開始に関する計画

二　開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

1　特定基地局の設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。以下別表第二の二において同じ。）に関する計画及びその根拠

2　特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠

3　特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠

三　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

1　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績及び計画

2　特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画及びその根拠

3　電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画及びその根拠

4　電気通信主任技術者（電気通信事業法第四十五条第一項に規定する電気通信主任技術者をいう。以下同じ。）の選任及び配置に関する計画及びその根拠

5　天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳（ふくそう）を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画及びその根拠

四　財務的基礎に関する事項

1　特定基地局の運用による電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。）により生ずる収益に関する、年度ごとの見通し及びその根拠（当該電気通信事業に係る電気通信役務（同条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の契約数に関する事項を含む。）

2　特定基地局に係る設備投資の額及び終了促進措置の実施に要する費用その他当該電気通信事業に要する費用に関する、年度ごとの見通し及びその根拠

3　当該電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠（申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の当該計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類を別紙により添付すること。）

4　当該電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フローに関する、年度ごとの見通し及びその根拠

五　業務執行体制の整備に関する事項

1　法令遵守のための体制の整備に関する計画及びその根拠（法令遵守に係る内部規程がある場合は、別紙により添付すること。）

2　個人情報保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠（個人情報保護に係る内部規程がある場合は、別紙により添付すること。）

3　電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うための体制その他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠（電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、別紙により添付すること。）

六　混信等の防止に関する事項

次に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）及び電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠

(一)　無線設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。）

(二)　無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局